

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○地域森林計画の定め (森づくり推進課)	1
○地域森林計画の変更(3件) (")	1
◎告示(水防管理団体の指定)の一部改正 (河川課)	1
○道路の区域変更(2件) (道路課)	1
○道路の供用開始(2件) (")	1
○高知県収入証紙売りさばき人の住所及び 売りさばき所の所在地の変更の承認 (会計企画課)	2
○高知県収入証紙売りさばき所の所在地 の変更の承認 (")	2
公 告	
○特定鳥獣保護管理計画の策定に係る公 聴会の開催(2件) (鳥獣対策室)	2
○開発行為に関する工事の完了(2件) (都市計画課)	2
高知県議会告示	
◎高知県議会傍聴規則の一部改正 監査公表	3
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	4

告 示

高知県告示第22号

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により安芸地域森林計画を平成19年12月28日に定めたので、法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第23号

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条第4項の規定により平成19年1月高知県告示第18号で告示した四万十川地域森林計画を平成19年12月28日に変更したので、法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第24号

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条第4項の規定により平成19年1月高知県告示第19号で告示した高知地域森林計画を平成19年12月28日に変更したので、法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第25号

森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第5条第4項の規定により平成19年1月高知県告示第20号で告示した嶺北仁淀地域森林計画を平成19年12月28日に変更したので、法第6条第6項の規定により次のとおり公表する。
平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第26号

昭和44年12月高知県告示第568号(水防管理団体の指定)の一部を次のように改正する。
平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

「高知市 高知市長 市内一円(国分川水系及び鏡川水系)」
を
「高知市 高知市長 市内一円(国分川水系、鏡川水系、仁淀川及び仁ノ・戸原海岸)」

に改め、
「春野町 春野町長 仁淀川及び甲殿・戸原海岸」
を削る。

高知県告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成20年1月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南国
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市大津字平田甲 507番1地先から 高知市大津字石貝甲 12番1まで	前	20.5 }	306
	後	21.6 }	
		38.4	306

高知県告示第28号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成20年1月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北本町領石
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市南御座字北札 場8番3から 高知市薊野南町3960 番6地先まで	前	18.6 }	1,178
	後	12.0 }	
		37.2	1,178

高知県告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成20年1月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南国
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市大津字平田甲507番1地先から 高知市大津字石貝甲12番1まで	289	平成20年1月22日

高知県告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成20年1月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北本町領石
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市南御座字北札幌8番3から 高知市薊野南町3960番6地先まで	1,178	平成20年1月22日

高知県告示第31号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第4項の規定により売りさばき人の住所及び売りさばき所の所在地の変更について承認したので、次のとおり告示する。

平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の住所及び氏名
(変更前) 吾川郡春野町南ヶ丘五丁目11-9 加田 麻生子
(変更後) 高知市春野町南ヶ丘五丁目11-9 加田 麻生子
- 2 売りさばき所の所在地
(変更前) 吾川郡春野町南ヶ丘五丁目11-9 加田 麻生子
(変更後) 高知市春野町南ヶ丘五丁目11-9 加田 麻生子
- 3 変更承認年月日
平成20年1月22日

高知県告示第32号

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第4項の規定により売りさばき所の所在地の変更について承認したので、次のとおり告示する。

平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市南はりまや町一丁目1-1 株式会社四国銀行
代表取締役 青木 章泰
- 2 売りさばき所の所在地
(変更前) 吾川郡春野町弘岡中1786-2 株式会社四国銀行弘岡支店
(変更後) 高知市春野町弘岡中1786-2 株式会社四国銀行弘岡支店
- 3 変更承認年月日
平成20年1月22日

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき特定鳥獣保護管理計画を策定しようとするため、同条第4項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、高知県鳥獣保護及び狩猟規則(平成15年高知県規則第69号)第2条第1項の規定により公告する。

平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 日時、場所等

策定しようとする特定鳥獣保護管理計画の名称	高知県特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画(第2期)
日時	平成20年2月13日(水) 午後1時30分から
場所	高知市本町五丁目6-42 公立学校共済組合高知宿泊所 高知会館3階「弥生」

2 案件

ニホンジカについての高知県全域を対象とする特定鳥獣保護管理計画(第2期)(計画期間 平成20年4月1日から平成24

年3月31日まで)の策定について

3 その他

- (1) 希望する者は、公聴会を傍聴することができる。
- (2) 公聴会の議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に対し、2の案件について意見を求めることができる。
- (3) 公聴会に関する問い合わせ先
高知県政策企画部鳥獣対策室(電話番号088-823-9039)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき特定鳥獣保護管理計画を策定しようとするため、同条第4項の規定により次のとおり公聴会を開催するので、高知県鳥獣保護及び狩猟規則(平成15年高知県規則第69号)第2条第1項の規定により公告する。

平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 日時、場所等

策定しようとする特定鳥獣保護管理計画の名称	高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画(第2期)
日時	平成20年2月13日(水) 午後1時30分から
場所	高知市本町五丁目6-42 公立学校共済組合高知宿泊所 高知会館3階「弥生」

2 案件

イノシシについての高知県全域を対象とする特定鳥獣保護管理計画(第2期)(計画期間 平成20年4月1日から平成24年3月31日まで)の策定について

3 その他

- (1) 希望する者は、公聴会を傍聴することができる。
- (2) 公聴会の議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に対し、2の案件について意見を求めることができる。
- (3) 公聴会に関する問い合わせ先
高知県政策企画部鳥獣対策室(電話番号088-823-9039)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定によ

り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年8月9日 19高東土第656号	香南市野市町西野字 ルノ丸1554-1ほか	高知市北本町1-7-22 株式会社マンデリン 代表取締役 西村 善二

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成20年1月22日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称         | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                         |
|--------------------------|------------------------|------------------------------------------|
| 平成19年9月20日<br>19高東土第865号 | 香南市野市町西野字<br>ルノ丸1530ほか | 高知市梅ノ辻1-1<br>有限会社みつわ住宅<br>代表取締役<br>松本 祐一 |

-----  
議 会 告 示  
-----

高知県議会告示第1号

高知県議会傍聴規則（昭和36年12月高知県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。  
平成20年1月22日

高知県議会議長 山本 広明

第4条中「、氏名、年令等所定の事項」を「及び氏名」に改める。

別記第1号様式中「別記第1号様式」を「別記第1号様式（第4条関係）」に、「下記のとおり申込みます」を「、次のとおり申し込みます」に、

|     |  |    |   |     |    |  |
|-----|--|----|---|-----|----|--|
| 氏 名 |  | 年令 | 歳 | 男・女 | 職業 |  |
|-----|--|----|---|-----|----|--|

を

|     |  |
|-----|--|
| 氏 名 |  |
|-----|--|

に改める。

別記第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第4条関係）」に、「下記のとおり申込みます」を「、次のとおり申し込みます」に、

|     |  |    |   |     |    |  |
|-----|--|----|---|-----|----|--|
| 氏 名 |  | 年令 | 歳 | 男・女 | 職業 |  |
|-----|--|----|---|-----|----|--|

を

|     |  |
|-----|--|
| 氏 名 |  |
|-----|--|

に改める。

別記第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第5条関係）」に、「返還して下さい」を「返還してください」に改め、同様式裏面中「類」を「類」に、「、不体裁な」を「不体裁な」に改める。

別記第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第5条関係）」に、「返還して下さい」を「返還してください」に改める。

別記第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第6条関係）」に、

「

|             |
|-------------|
| 傍聴人、住所又は勤務先 |
| 氏 名 (年令 歳)  |

を  
「

|     |     |  |
|-----|-----|--|
| 傍聴人 | 住 所 |  |
|     | 氏 名 |  |

」

に、「終わったとき」を「終わったとき」に、「返還して下さい」を「返還してください」に改め、同様式裏面中「類」を「類」に改める。

**附 則**

この規則は、平成20年1月22日から施行する。

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第3号**

平成20年1月22日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事あて報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

19高行管第306号

平成19年12月21日

高知県監査委員 様

高知県知事

随時監査の結果に基づく措置状況について（通知）

平成19年9月28日付け19高監報第9号で報告のありました治山林道課及び5林業事務所の監査結果に基づく措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 問題点とされた事項

(1) 監督補助業務に関する委託契約

ア 委託料の算定根拠について

県と山林協会が締結した監督補助業務の委託契約書では、委託料の額は工事の請負金額に1,000分の17の率を乗じて得た額と定められているが、この率の根拠が明確にされていない。

治山林道課長は、監督補助委託業務開始前の昭和41年度に、監督補助業務に要した経費の工事請負費に対する割合が1.7パーセント程度であったことから、これを基準として現在に至っていると説明しており、約40年間一度も変更していない。

イ 監督補助業務の業務量について

委託契約書において、監督業務補助員に関する業務量が明示されていないことから、個々の工事における監督業務補助員の業務は、山林協会の各支所に配置された職員の実施可能な範囲内でなされているという実態となっている。

監督業務補助員が現場に出向く回数にかかわらず、委託料は定額で支払われており、業務量と委託料の関係が明確になっていない。

(2) 監督業務のあり方

ア 建設工事監督規程において、現地の段階確認については、「やむを得ない場合」はその他の方法で確認することができる」と規定されており、監督業務補助員が撮った現地の写真で監督職員が確認することも規程等に違反しているわけではない。

しかしながら、問題は、監督職員が現場で目視することなく、監督業務補助員に指示して確認行為を行うことができる範囲及び程度並びにその頻度である。

イ 上記の「やむを得ない場合」の基準は、特に明文により定められていないため、各段階での確認方法については、監督職員にまかされており、結果として事務所内でも事務所間でも統一がとれていない。

どのような場合に現場確認をするのかは、「金額を変更するとき。床掘確認。工事後に見えなくなる箇所などは、できるだけ現場立会ししなければならない。」という従来からの「職場の慣習」に基づいて行われているのではないかと考えざるを得ない。

このように判断基準が明確にされていないため、次の(3)に述べるように事務所間で現場確認率にばらつきがある。

ウ 監督業務補助員による補助業務により、現場確認の割合は高くなる実態があるという面は否定できないが、監督職員がどの程度現場を把握しているのかの懸念は払拭されない。

さらに、本来監督職員が行うべき業務である不可視部分、床掘確認等において、監督業務補助員が立会するのみで監督員が直接立会していない事例が見られた。このように、山林協会との長年の馴れ合いの中で、そうした認識もなくあたかも監督職員の代行と見まがうような、不適切な指示をしていたと言わざるを得ない。

エ 監督職員には段階確認のみにとどまらず、現場の工事監督全般にわたって広範囲な業務がある。その中でも工事の安全管理については、法面における落下防止や重機災害など工事現場における危険を予防するための安全対策の措置を執ることが求められている。

しかしながら、監査の結果明らかになった現場確認率からすれば、現場の監督指導が十分行われているとは言えない。

オ 監督職員が立会せず、現地での出来高の測定を監督業務補助員のみで行わせ、設計書の数値とその監督業務補助員からの報告値を突合のみしている事例や、その報告数値を完成検査時に業者が提出する完成検査報告書の出来形管理図表に掲載している事例があった。これは、監督職員としての職責を果たしているとは言えないばかりか、県として山林協会に監督業務を丸投げしているとも受け止めざるを得ない。

### (3) 現場確認率

監督職員の全体の平均現場確認率は、表7及び表8のとおり47.0パーセントにとどまり、40.0パーセント未満が全体の30.2パーセントを占めている。さらに20パーセント未満が

10.7パーセントとなっており、現場確認率が極めて低い状態にある。

また、事務所別では、高い事務所で57.3パーセント、低い事務所は36.6パーセントと、林業事務所によって大きなばらつきがあり問題である。

「やむを得ない場合」は、その他の方法で現場確認できるとされているが、あくまでそれは例外的な方法であって、監督職員が自ら監督しなければならぬ大原則からすれば、その他の方法が事務所全体の50パーセント未満という実態は、本来の現場監督の趣旨から大きく逸脱していると言わざるを得ない。

### (4) 監査の中で明らかになった不適正な事例

書面調査の中で不適正になった事例として、段階確認実施表に関する事例3件、委託契約外の補助監督業務に関する事例2件が明らかになった。

前者については、監督職員の職責が全うされてなく、一方で管理職員のチェック機能も働いていないと考えざるを得ない。

また、後者については県と山林協会及び監督職員と監督業務補助員が、長年にわたる馴れ合いとも言われかねない関係の中で、委託者と受託者の間に一線が画されていないかと言わざるを得ない。

## 2 監査結果での意見

### (1) 監督補助業務に関する委託契約のあり方

個々の工事について、金額、工事の内容、地理的条件及び規模が異なっているにもかかわらず、一律に委託料を算定している。委託金額の算定については、現行の1,000分の17の率が適正であるかどうか検討する必要がある。

また、委託契約書の中で、監督業務補助員の業務量を明確にすべきである。

### (2) 監督業務のあり方

ア 監督業務は、監督業務補助員では決してできないという大原則を再認識すべきである。このことを踏まえるならば、「やむを得ない場合」の名のもとに本来の監督業務を怠るような行為は許されるべきではない。

よって、従来からの山林協会との関係について根本的なあり方の検討を求める。

イ 監督業務補助員に、出来高確認の測定及び出来形管理図表にそのまま監督業務補助員の測定値を記載させることは、監督職員として職務を放棄したことにもなりかねない。管理職員は、監督職員に対し、今一度このことを喚起すべきである。

ウ 監督職員は、段階確認にとどまらず工事現場での監督指導全般の業務が求められており、まずは現場へ足を運ぶことを第一義の任務とすべきである。

### (3) 監査の中で明らかになった不適正な事例

委託契約外の工事まで山林協会の職員に監督補助をさせていたことの原因は、委託契約した工事と委託契約していない工事の区別を林業事務所内で徹底していなかったことにあると考えられる。今後は、委託契約に基づいた監督補助業務を明確にして、所長自ら認識を新たにし、部下職員がこのよう不適正な事例を繰り返さないよう徹底すべきである。

### (4) 森林土木技術職員の養成システム

林業土木技術職員の養成については、一般的な林業職で採用した者のうちから森林土木の部署に配置された者が業務の経験の中で監督技術を学んでいく仕組みになっているが、この養成システムが時代の要請に答えているかどうか再検討されたい。

併せて森林土木技術職員には高い技術力と施工管理能力が求められるとともに、請負業者及び監督業務補助員に対する指導力を身につける必要があり、そのための研修の充実を図られたい。

### (5) 事務の簡素化

監督職員の中にも、森林土木工事に関する諸基準を土木部と同様にしたため無駄がある、との声がある。森林土木工事について必要でない判断される業務については、事務の簡素化を図る余地があるかどうか検討すべきである。

なお、段階確認については、工事の内容及び写真や目視で分かる部分等も考慮して、施工計画書の中で、全ての工事について段階確認実施表が必要かどうかを見極めて判断されたい。

### (6) 監督補助業務の継続

県森林土木事業の公共事業の発注量が平成16年度以降60億円で推移し、今後においても増加する見込みがない中で、いつまでも山林協会の職員に監督補助業務を委託する必要があるのか基本的な検討をされたい。

### (7) 自主点検

平成18年度に完成したすべての工事(山林協会に監督補助を委託した工事)の監督職員の段階確認率をすべて調査したが、不適正な事例が少なからず認められた。よって、この際、森林部において、過去の工事について自主的に点検を行うよう要請する。

その中で問題点が明らかになればそれを踏まえた改善策を立てることを望む。

## 3 意見に対する措置状況

### (1) 監督補助業務に関する委託契約

工事の請負金額に1,000分の17の率を乗じる現行の委託料の積算方法については、林野庁が制定した森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領を参考に、工事箇所ごとの工事日数を基礎として積算するよう、平成20年4月を目途に改正し

ます。

併せて、監督補助員の業務量についても明確にします。

(2) 監督業務のあり方

監督職員と監督補助員の権限の行使については、高知県建設工事共通仕様書の1-1-7監督職員及び1-1-8現場技術員に明記されていますし、監督職員の権限については、委託契約書の第9条第2項にも規定されています。これらの内容と、高知県建設工事監督規程の趣旨を担当職員に徹底するとともに、意見にありました「やむを得ない場合」の取扱いの統一を図り、監督職員による現場確認率を高めるよう努めます。

併せて、監督補助員の業務については、委託業務の共通仕様書を改正し、役割分担を明確にします。

(3) 監査の中で明らかになった不適切な事例

委託契約外の監督補助業務が行われたことは、委託業務の契約を担当事務所で行わず、一括して本課で行っていたことで、担当者が契約箇所を十分に把握できていなかったためだと思われまます。

このため、本課で行っていた委託契約を担当事務所で契約することとし、委託契約箇所を明確にして、契約に基づかない業務が行われないよう徹底を図ります。

(4) 森林土木技術職員の養成

森林土木技術者は、従来から現場業務を行うことで監督技術や管理業務を修得し、併せて、初めて森林土木事業に従事する職員には、新任者研修や、業務経験年数に応じて国で行われる森林土木技術の研修、土木部で実施している技術職員研修などを活用して技術力の向上を図ってきました。

近年、公共工事の品質を確保するため、現場の管理監督技術が進歩し、従来の技術者養成方法では時代の要請に応えきれないことから、これまでの研修に加えて、高い技術力と施工管理能力、現場指導力を身に付けるための研修を実施します。

(5) 事務の簡素化

工事の諸基準は、土木部によって定められ共通化が図られていますので、森林部独自の判断による事務の簡素化は困難ですが、森林土木事業のみに係る業務で簡素化を図ることができるかどうかを検討します。

(6) 監督業務補助の検討

公共工事における品質管理は社会的に重要な要請であり、適正な工事の履行確保を目的とした監督業務は目的物の品質を確保するうえで重要な要素となっています。

このため、林野庁からは、治山・林道事業における委託を活用した監督・検査体制による現場の適正な運営を求める通知が出されています。

また、一般競争入札工事、総合評価落札方式工事及び低入

札工事の増加に伴い、特に注意をして監督を行わなければならない重点監督の工事が増加し、一工事あたりでも多くの確認が必要となっています。

これらのことから、森林土木工事の品質を確保するためにも、監督補助委託業務の継続が必要です。

(7) 自主点検

監査結果においては、現場確認率が低いとの意見があり、また段階検査の現場確認を過去の工事についても自主点検を行うようにとの要請がありましたので、平成16年度から平成18年度までの工事（平成19年度繰越工事を含み平成19年9月末日までの状況）について、監査で行われたのと同様の手法を用いて自主点検を行いました。

その結果は、監査結果とほぼ同様の現場確認率となりましたので、職員に対して監督業務のあり方や監督規程の趣旨を徹底するとともに、監督職員と監督補助員の役割を明確にするよう指導しました。